

第 2 3 号議案

加東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

加東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前							改 正 後						
別表（第 2 条関係）							別表（第 2 条関係）						
退職報償金支給額表							退職報償金支給額表						
階級	勤務年数						階級	勤務年数					
	5 年以 上 1 0	1 0 年 以上 1	1 5 年 以上 2	2 0 年 以上 2	2 5 年 以上 3	3 0 年 以上		5 年以 上 1 0	1 0 年 以上 1	1 5 年 以上 2	2 0 年 以上 2	2 5 年 以上 3	3 0 年 以上 3

	年未満	5年未満	0年未満	5年未満	0年未満				年未満	5年未満	0年未満	5年未満	0年未満	5年未満	
団長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	円 979,000			団長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	円 979,107,000
副団長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	909,000			副団長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	909,100,000
小隊長 及び分 団長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	849,000			小隊長 及び分 団長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	849,949,000
副分団 長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	809,000			副分団 長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	809,909,000
部長及 び班長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	734,000			部長及 び班長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	734,834,000
団員	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	689,000			団員	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	689,789,000

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

第 2 3 号議案 要旨

加東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和 3 1 年政令第 3 4 6 号)の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「3 5 年以上」区分を追加する。(別表関係)

3 市民への影響

現時点において「3 5 年以上」の区分の対象となる消防団員は 3 人

4 市財政への影響

勤務年数が 3 5 年以上である消防団員への退職報償金の支給額が 1 人あたり 1 0 万円増額する。なお、財源については消防団員等公務災害補償等共済基金から同額を歳入とするため、市財政への影響はない。

5 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日